典稲葉正義書　典稲葉正義手帖

典守屋氏遺告遺命之書也　説歌　典跡部氏

七巻

六〇冊

ゆゑに

韞藏錄

六七

特別
ロ10
3475
4

D10
3475
4

龜藏録巻之六

與稲葉正義君十通

五月廿五日　戊戌歳

去ル七日ニ中秋ヲ迎ヒ候ヘ共別ニ変動ニ成候事無之候方ニ高ヲ下ヲ争ヒ候ヘ共
先日武井氏ヘ頼ミ候ヘ共ニ十分ニ成ル事ニ成ル事ニ成ル
儀ニ御座候ハヽ其方ヘ之ヲ去年中ニ成ル事ニ成ル儀ニ成ル
気ノ毒ニ存ジ候ヘ共仕方ナシ世上一同
一　大炊乃介様ハ西丸御使ニ成ラル
此度ハ御用ニ付ク
父母生存ニ付ク
二月ニ相ル
東金人
相ル年初ヲ
尺五寸
基本
一　徳川家ハ

候得共只今ニ至り熟(漢)渡ニ候ニ付而ハ寛之免角ニ而茂引も候而ハ之由ニ候間
人様ニ相成候由ニ御座候無世の君子風ニ候而朝聞道夕死可矣与申候
之由ニ候

一病気ニ付平而之様相諸力も惣而ハ飲食之儀も此人段々少々宜敷方春嵐
之頃ニ而ハ之儀ニ御座候病気者ニ御座候此人無之由ニ而平生寂々体ニ而
由緒ニ御座候

一若年旅行宴元之付候人情ニ御座候之様子有之候処今年十二七八歳今年
ハ旅行止メ申候而ハ左様ニ御座候

一七石玄厚与申者ニ而候ハ与候之処ハ中年ニ而尾張之一学者情出申候
書者ハ且者ハ格子之儀ニ候而無息孫諸寄七月中ニ而道体を顕り
而ハ数筆録ニ而埒明不申候語致候諸御作候得共申ハ
一世諸去人拝欲候論語十有五ノ章を相説去ル十六日江戸御発足
之由家中ニ進テ元多有之西尾候今日之ニ里仁篇様ニ申候未月ニ
又々一二世諸余一有之而此表ニ大火ニ而候有之候今年中町宅

出立申候ニ無ニ死候ハ京師ニ相定申候一定之見不申相考候何方ニ而哉
存候人有之候ニ而御様子申候ニ而ハ学従ニ出候年之ハ有之
存候事ハ無之候

一織(田)候ハ仕候今を宜敷之候ハ相成不申候大業不致之一廻り候ハ
之を我等方へ江戸御出之処も之気ハ不相勤候ハ但之様
致し候様ニ而ハ此宮元之気ニ而ハ人而も女郎ニ
様ニ而ハ世有出候ニ而ハ相学力ハ不申候而ハ御座候
而ハ学士之相知らせ候ニ付御見申候ハ相叔年来申候ハ
妄説を一ニ而耕者ニ而新鮮ニ一天ニ為立人様ニ而ハ無之一
之様ニ申候ハ理解之様ニ御座候

五月七日

作直利

鈴木宜左衛門様
貴报

抑此段別而云ふ方ニ〆流君子一ヶふるの我流ヲ申出〆程
朱ニ背ケバ侍ト推返ケ申やト来諸ニ程学兄ト存〆弄気
然止ニ二字ニ執明テ大ニ我ニ青柳大吉斗り申上候

九月廿日書

六月廿九日七月三日八月廿日ニ出仕致候処ニ御勤ヘ出路宝誠ニ我去意
様引ニ程上京冊流派ニ出府シ学流余少シ有之四十六才ニ而所々ヲ
合点ニ至ニ候事常ニ相成ると云ニは合点第一程朱離ニ候事
テウメレウ如ニセヤ之候ジツト思惟ヲサレバソロハナヒトコサロウト存候
是ニ而尾ハ流義ニいさし第用ニ而も合点誠ニ而免角云々ニ云候
臣中ニ論子方ニ而られぬ気のめくともうし八残念ニ候ものやはきを
論ハ是ニし常式ニしてもちうたといふ事ニのでゆ句子と定メ離ヲ
程朱のうられまいやうくみ一様ニぞハきうすされはと思案あれハ
心中ニ清ねむ自然行り若年敬子言ノ事ハ何いさ川ありてが
形のり何ハ深ク学をいう事ね置いの 二先生ニ依学ニ専ラ申ク候も

是去弾正いふるのジヤ神儒ニ事儒ニ元ニハカニハヌトシテ又何のきがい
アレバコチラモハキトサスハヅト御中ト若子進訓ニも会臣ユカヌト御中く
う済くむらけそうし我兄人氣ハ五千余ニと御中ニ是大哭ニ云々五千余
もふらがらう学士ニ立り考へてらもしろと思ひ当り経ニき気ハ九ツ
三ツ々友部赤井山中が勤尾割不定ニ矣と申て把捉不定し気概を
王ム余尚兄く不やし把捉不定ノハ旅とが志たしやと云ハ師ニ述て未た
行るび当んで祝行ニ仕ておフメモくソレデ的仰し流し六ケしいと思
ガスグニ放心ニヤルハヅヨヤリトモナイ意ぬしかルガスグニ深入へ〆ちり居テ
リハナイ其元ノ心持も無ヘレハノ是ニ甚ナルト存テよし

一 今月中旬比ニ七残し差下未不尾州下参十月末ノ下月上旬ニ江戸ニ帰
りし彦根ニ本方ニ路程のあとニ故郷参是非ニく立ち長途
の労あれさしお砂中旬ハ八月先ニ而ニ致退局ト中途ニ探物ヲるよ
全稿法篝ニ於て七残分家若白ニ故郷参て京紀參向ありて丹後
残り在若人ニ使ニ而之くし 一男子も出産家紀年ニ致し其同哭
止ニ而て何ら程ろ当世ありるやう彦根の事ニ於申後ク元京を

之也候半一年ばかりにて東京住中候て一年も来年来元江戸候
之時日を[illegible]ト中候て様[illegible]江戸ニ[illegible]

九月四日

佐直別

鈴木様

〃様

様ハ儀ニ候ハバ[illegible]一統[illegible]宜敷[illegible]学之候を
申[illegible]会人[illegible]宜敷ニ相成候此人先[illegible]学
之力[illegible]八千人様ニ[illegible]一ヶ月ニて[illegible]病[illegible]来人
平常心中とどこうり不申[illegible]病気ニ相成[illegible]

九月十七日書

八月廿六日付[illegible]学[illegible]
被仰[illegible]年[illegible]ニ[illegible]候[illegible]
中[illegible]東京[illegible]十ヶ年[illegible]
未[illegible]丹後ニ[illegible]

同氏学論并大方一段ニ有之候[illegible]中[illegible]湯武日十六七ニ来
丹後より申上候て非説ハ[illegible]無[illegible]ニ[illegible]
候て[illegible]一人ニて大学補[illegible]論し[illegible]
御座候一件ニ御座[illegible]講ニ成[illegible]国家[illegible]来[illegible]一年江戸
ニ[illegible]月中ニ上り時日[illegible]事ニ一年[illegible]大抵
ニ[illegible]先生会人[illegible]諸説[illegible]丹後病気ハ[illegible]
見申人も[illegible]見え申し

一 [illegible]丹三年[illegible]宅[illegible]死去[illegible]人[illegible]非て情[illegible]人[illegible]
為候ニ幸[illegible]

一 [illegible]会田元[illegible]十一儒士曰四十六士[illegible]何用[illegible]論矣
ぬ安正ノ大儒が忠臣義士之論[illegible]何ノ[illegible]九未[illegible]
やニ君が大[illegible]罪ニ[illegible]入殺[illegible]
相[illegible]時[illegible]学識を[illegible]理[illegible]
又モノハ様云あれ[illegible]や

一 江戸学問[illegible]未[illegible]深川[illegible]

集二年百姓ども人数五万人世ハせくと命ず兎角うしこく
ゐ孫八数ゐづし元禄くゆ元年百姓ども極貧

九月十七日　佐立州

絵千孫
猫

猫ハ安西紫子茅家ハ猫ハ小形ハ大猫ハ多メワケハ三ツ
ハ知レ申ハ三ツ程米ハ一ツ程なれハ猫ハ武三年
書て二人ハ多ク極ト申ハ申ハ元禄ハ猫ハ
ソモ申ハ猫ハ多くてハ猫ハ猫ハ猫ハ猫ハ
ハト云ハ味ハんトれハ猫ハ猫ハ猫ハ猫ハ
ハ一ハ一ハ猫ハ猫ハ猫ハ猫ハ猫ハ
ツハ人ハ猫ハ猫ハ猫ハ猫ハ猫ハ
王氏ハメワケハヨリ知レタ思不ハ生ハメ病気ニテ

人猫ハ猫ハ猫ハ猫ハ猫ハ猫ハ猫ハ猫ハ猫ハ
ニ猫ハ猫ハ猫ハ猫ハ猫ハ猫ハ猫ハ猫ハ猫ハ
知ハ人ハ猫ハ猫ハ猫ハ猫ハ猫ハ猫ハ猫ハ
ハ人ハ猫ハ猫ハ猫ハ猫ハ猫ハ猫ハ猫ハ
ハ猫ハ猫ハ猫ハ猫ハ猫ハ猫ハ猫ハ

十月十一日書

久須元ハ元ハ元ハ元ハ元ハ元ハ元ハ元ハ元ハ
ハ元ハ元ハ元ハ元ハ元ハ元ハ元ハ元ハ元ハ
丹波ハ丹波ハ丹波ハ丹波ハ丹波ハ丹波ハ丹波ハ丹波ハ丹波ハ
ハ丹波ハ丹波ハ丹波ハ丹波ハ丹波ハ丹波ハ丹波ハ丹波ハ丹波ハ
ハ丹波ハ丹波ハ丹波ハ丹波ハ丹波ハ丹波ハ丹波ハ丹波ハ丹波ハ
ハ丹波ハ丹波ハ丹波ハ丹波ハ丹波ハ丹波ハ丹波ハ丹波ハ丹波ハ
ハ丹波ハ丹波ハ丹波ハ丹波ハ丹波ハ丹波ハ丹波ハ丹波ハ丹波ハ
ハ丹波ハ丹波ハ丹波ハ丹波ハ丹波ハ丹波ハ丹波ハ丹波ハ丹波ハ

却而ハ先哉我ト同意ニ而先年ゟ拙子ニ而ハ大学補浩浩然一些ゟハ乎存
又ハ鬼神ヲ拙ニ書付此日尋ハ先哉要哉不存ニ能存付候得ハ四十六七も
此度ハ拙書ニ而大ニハ同人ゟ申方ニ付而者事ニハいかにもましく候得ハ
早速安正浩論ヲ先入ニ之ニ于ト相依京都ニ学ヲ不申候
而ハ高覧之儀任候而何ヵ外ヵ申ヵ我ヌカニノギウツヤウニ而浩人丹治氏を若哉
同前ニ而何年ゟ相待申上之申いかにも一通り相成申候ニ極テ候ヲ有之候一
年ゟ先角来年江戸ゟ参り候節可参申候ニ而同人ニ而此来春八月ゟ
得前ニ而ゟ申候ハ右之儀ニ付而申上候遣し候而其江戸ヘ八
至極可申ヲ拙者哉御座候御方ゟ哉二四日往還面ゟ来ニ而元ゟ哉此度
若合ニ而より匠面勿論浩然ニ其外ニ付而申候

一 ニ而最学問学意いかにも承知之通之儀ハ八ヶ度一傳ゟ今度織ゟ而
七月此状先月末方ニ相済申候得ハ何卒承知此度出立不ハ書状を差出し
先角及程し此ハ不出来拙ニ相成ゟ申入来春ゟ米子ニ而為学心理
而巳矣ノ語ヲ相済首ニ付テ不ニミタツルノミトウロシメ書付ニ子リ一ウスハ
右同当月ニ而山中蔵ニ而長島ゟ急ヘ相来し書物ニ而可申候早々

先ハ右之旨申入度如斯ニ御座候
書面ていつれも可申上候得共猶後便之人ゟ申かく候而可然候得ハかしこまりまき
候得共相成候人は進む人ゟ知らし急り候而知る人ハも希ゟ候
御申し候事ニ而承知事来年十八日此元鹿ゟ在哉来月初方鹿児ゟ在江戸
御座候而此度申上候先年ゟ論通ニ丹治氏先角京都ニ而後相
候得共申候外年ゟ又上方ゟ在録申し候湯武論ニも可致候
然者右ニ付ゟ元ゟ此度ゟ湯武論ハ病中ゟ仕合候而丹治氏ゟ
一向出来候儀ニ而来春来年心掛可申候而可然候

十月十二日夜

佐藤吉兵衛

鈴木主馬様

静世古説ハ京都二條通風月ニ而本屋有之候へし此度も可有
之代ハ大方一両ゟ下ニ而候
右ハ此度上方ゟ参り候三十日計ニ而上京之内何やらいろいろ見
先角諸説儒ニ而も就中新し書丹治氏ニ而相尋申上候

丹三方ヨリ松宗二宅ニ九年ヨリ月ニ義
ヒ丹治ヨリ受ケ[illegible]紙ヲ見ルヲキヽトレサマシテ[illegible]ヲ上

三月十七日書

南方ヨリ出ル[illegible]ハ[illegible]ヲ[illegible]ハ[illegible]及財法ヲ[illegible]
ヲ表ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]
[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]
[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]
[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]

一 [illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]
一 大[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]
一 不[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]
一 三[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]
[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]
一 [illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]
[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]

一 四十六七ヨリ中国ヨリ論スルニ方事ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]
[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]
[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]
一 事[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]
[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]
[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]
[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]

三月十七日

西義紙

佐芝判

当此病ハ気力乏ヲ通ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]
[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]
[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]

四月五日書　[illegible]

去ル[illegible]年[illegible]月[illegible]日[illegible]
[illegible]
以後初ノ動作後世動作ノ[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 此国民不佛[illegible]
一 [illegible]
一 武井浩道氏ハ[illegible]
一 七太[illegible]
[illegible]

一 三宅井浩氏ハ去ル年[illegible]
[illegible]
去ル[illegible]年[illegible]月[illegible]日[illegible]
村田[illegible]
[illegible]

一 其[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 去ル年上方ト[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 去ル[illegible]
[illegible]

当年七十ニ及ぶ故流用ニ而筋ニ候乱木お止書道ニ在去年十二七八を
お止用ゆ十の状を偽筆ニ而ニかゝるねん今まて七十ニおよびて款數を
目出度ニ存し候も年数を久しき目出度かりしも云ぬべしおうしき
腰折まぜよみて元厚七十ねんしる目出度し
かくてハとおもひしにもいつまでか七十九まで　おもふかな
友とちハ千代とやいはふ七十九今年のまちなかりけり
右之序ニ尾州織田氏　京門尽ニ見ならふて一首し
もゝとせも七十はみし春秋日のなかきをみさとて松よちきらん
又去年中松柏之縁形の云歌
老れ山松ありのこりし松を比ぶえぬ人ハ人なれ　八十のよして六節と云かな
陸まてはもみのすゑしも年たけて世まてましぬれハ土川んなき
是ハ静坐無説と謹論しけるか
今夜気象純学文ニ年古数年かりて彼岸中著て　　ニ完年目
ニさまり汁ニ望ニ若きとて此油ぬあらくも聖賢ニ書ヲ読
トテ百ニ九十九人ハドロボウニテ世ヲ経ヘアリ古今無ニトシテ皆不洗ニ下ル

弄筆も此かしに云は参ゆる交補ニ無吾所以而已これ用ゆるにて此を出して見
ゆかれ五倍深けし
元来思ひ往
藤本宝に作
北藤氏の記
雅ハ小杉氏ト一傳ト合大徳ゆかし數読ハ若き故ハ文ハ度
古来書法ニ此心をもニ而書表ニ絵況（きやう）雑を筆ハ早書
形而下ニ年云形而上り年代文字上中ニならばやゝくれを書畫ニ
故人ハ而已ならサテモサビシキ年ニ似て増出度をハキトシタル所ニ年
ト云式をしむ病才あらし世を変ニ精出ゆへ外なし
先リニ状をト云お命ハ十太年則ち方トおく又五ヤ人材同なら
先生此節ニ流生あらて由よん生文生ニ一茶ニならは正流もゆ之
初学ニ妙理ニしやん一をつかふ人二年てまハ幸ニ存ん月今以後人ニ
此用利所要ニ人ゆかぬ年数多く人を人参あつきやうなきと
奇ハ久ト人此出状福を出みも秋出し新年しゆ秋浮とゆ秋

[illegible]

正月二十八日書

[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

二月廿八日

[illegible]

二月十七日書

[illegible]

来月中川猪之介ハ今日不快ニ付少々起座ニ而今年拾九歳ニ候
御座候処病身ニ付得と承り候処（書面）ニ而相成申候丹後守
被下候様ニ存候病身ニ候旨被仰付候へ共右ハ十二六七才ニ而来年
一年ヨリ深更迄手習致候処此義者御大慶ニ存候学問ニ寒暑ヲ不厭
申候村田去年来ヨリ当家之妻ト申ニ而漸く病気ニ付不申候大切之度々
当流御門人ニ而一向ニ致候此方ニ而幸ニ存候然ル所御不幸ニ而死去致
為此合候十九才ニ而不足之論ニ三字と存候文字之事

一 此間者御返書被下

いりくるちよをはよせまし世の中にうきにいとゝたえぬ人もなかれを

高木和方

いりくるちよをはよせまし世の中のうき世をいとゝたえぬ人もあらなん

行末ニ而御出被成度候

二月十七日　佐治道則

塩十郎殿

去ル五月亥年去年ニ八年振ニ而致拝見候今年ハ不幸ニ而久々ハ終之ニ而
上通リ之歌去年一番拝見致候者甚敷術を存候所を御座候切を貞
丹後守ト南木半左衛門ヨリ承り候文ニ而京ヨリ御出ニ付申候
何卒やすらかに御聞ニ被下候様朝倉道之三字之外ニ大切ハ無之候

二月十二日書

二月十九日ニ出候者追付此方ニ而右様御尋ニ而来日之事出府
候ニ付右之通ニ候南木半左衛門殿柳原鍛冶町二丁目ニ而御殿御礼
申候哉御内借地小屋作リ十二七八才之者当月末来月初之内ニ而
宅ニ川端ニ而三宅丹次郎当時世話致候当月上旬ニ而御届ニ而来申候
其後上方大火ニ而御座候由ニ而承り申候右文ニ而先ニ申上候
所ニてかくらの寄事之

一 大坂辺浪人之御方ゟ書物被成候由ニ而当年始ニ中学
之ニ而御進ミ被成候　勤ヶ申度御座候

一 野田氏并ニ南氏之跪拝ニ而文字之御沙汰被成候

一 京都正園ヨリ御書状追参候所へ相送申候

一　殊ニ近ハ　御存之申来候江戸人参候処能々是之事も有之候
書物共十人斗是ハ此節出来申候而御存可被成候由申候人共ハ存候由
其方段御勤候ハ必ず御病気ニて取繕候

三月廿二日　　佐藤五郎左判

稲葉十左衛門様　人々

四月十三日書

従貴様先度ニ此状相達候処御無事ニ御座候
大形ニ御座候處御使ニ此状相達候由委細承知仕候
湯武論之事御紀之通ニ而候得共少し相違御座候
扨ニ此状拝見仕候ニ付而一段之事候
八日朝ニ御使被下候故則日ニ此状ニ而御返事申上候不備
先ヶ様ニ御申候御座候ニ付其表之事相知不申候
御病気之趣承知仕候ニ付而書物之儀ハ此節一緒ニ
上り候ハ御座候處ニ付而も無之候ハ以上御尋申候

病気ニ付御延引ニ而御用向之事ニ而御出候處入候由被為遊
失火方へ野田永井二氏ニ而精出し被成候病気ニ御座候
然ハ此方病ニ付候病者共ニ而御座候御尋被下候
御国不足之事ニ而三宅丹後殿御細ニ申ニ付御病気ニ付使
去月十五日御出ニ而一年来御東行之御事ニ御座候
ニ付御請ニ而御状ニ而御座候而御出ニ而新宅出来候由
此段ニ付而御病気ニ而申候不備

四月廿三日

稲葉十左衛門様

佐藤五郎左判

猶々書物ハ此節書出申候處ニ新宅之内ニ而認候
一　御在所ニ而　以上

右佐藤先生往年所賜之眞跡也道之公共雖非固所秘而又
非吾黨信從之徒則勿妄見于稠人廣坐矣寛延辛未
秋稲葉正義謹識

[illegible]

一 小移及し候ハ[illegible]

一 右通及申[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

十二月廿七日　　[illegible]

[illegible]

[illegible]

十八日

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

一世ゴロ二文字ノ外ハ理ヲ以テ[illegible]我牛理ヲ文字ト[illegible]理ヲ宗[illegible]ト[illegible]人ヲ[illegible]神[illegible]牛ヲ[illegible]

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

二人ノ[illegible]新子唱[illegible]仰[illegible]

[illegible]

一大[illegible]

[illegible]

[illegible]

答守屋氏手帖

[illegible]

右ハ入参ハ未遂之較帖御用ニ付私ニ而書写之内御役様合字二通
就而無余義候様未来之養子[illegible]候

三月廿日　　直方判

拙者此節之病野田病気[illegible]手習取継以来[illegible]
[illegible]一切放下着〆唯一筋ニ此精力保養之術而已
[illegible]志立之気[illegible]大井川ニ
[illegible]孟子已来ノ絶学ハ此年之業
[illegible]

遺告　　書置覚

一 拙者死去之節ハ[illegible]葬儀[illegible]一二人程之小石碑ニ名之
書付[illegible]碑[illegible]墓[illegible]候[illegible]
[illegible]碑銘[illegible]
一 何方[illegible]其外[illegible]一切不仕事
一 同氏[illegible]大[illegible]

[illegible]学[illegible]程第[illegible]学文
之志[illegible]教訓[illegible]
一 妻子[illegible]縁[illegible]拙者親族生国備後ニ差上
[illegible]拙者死去[illegible]
[illegible]書[illegible]
一 書[illegible]
用[illegible]
右五ヶ条[illegible]書[illegible]一事[illegible]

享保元年五月
　　　　　　　　　　佐藤五郎左衛門直方料
学友中様

上包ニ
学友中様　佐藤[illegible]　　書置一通

魯西狩獲麟

うれしさ[illegible]
[illegible]千代の[illegible]

跡生ノ歌披露して感懐のあまり此紙五乙亥八月朔日

行し年せわれて詠める北白吉の歌稿が思ひ出し又なきこゝろと

の種ともしと思ひて

住ひし老の中に人ひとくとし見まして詠める　岑北白吉

大橋にて乞食のよめる

姥の世八何るかなきしかも吉てしむ乃蘇のうき身のおきおくし

戊戌歳旦

我としら立ち兄しとちの詠もあらし　んきこうと比家に於して

山吉ちとのあるとそれとも見ゆみえぬ雨ともの君の種をあまたり給へれ

世のうしと思ひし人のまよひ来て生れし道を我まちぬきもあらき

木曽にて読る

すみ八まさきしも都と思ふられ皆里まてしふ人のさく旅を

心友のまれなると

形よりは我の清き月に種友なりし我ちと何しよき好人のましかり

心風なきてる旅の読中に宇代寺なす人の批判とかもしやなで

あし旅と思ふ何りともやせんて吉ときかれていくとひときこしゆかしの世や

世の中を風の木の葉のしとくなすりかともかくともし

題福禄寿

全てらひとぬきまし我たかちてもおろかなるもも何さまたらなる禄

何せ何ちのかふかをよる道し何八めしもたられまれ生きかまれ寿

世の中を存ちまのかるのこん楽今もなられば面白かなし

赤見荻野氏擔當雜誌恐非先生

さくらさし吉らましなるら八中く小笠子入婚まさはまむとも

輿跡部氏

補傳ノ此書ハ一次ノ居敬窮理ノ意ヨリ中付ハ（八成記ニ付）尚然ノ論ニハ十次ノ所謂講義ノ意ハ格物致知ノ意義ヲ解スル事トアリソレヨリ敬ノ本タル意ヲ中ダモノニテ只手覚存念ニ思ヒ入ニシナド存テ思ヒ中ニアレハ色ニ外ニアラワルヽニテ我々中存事ヲ大切ニ存シヲオノツカラ其意ハ出ヅルニテル格致ノ補傳講義ニ存候ノ筋ニテ並ニ病根ト存事ニ候一同ニ大患遺恨不少大学洛發集巻之四最初問格物補文ノ処

し〻傳ゆ[illegible]ト[illegible]ノ[illegible]ニ
[illegible]

韞藏録巻之七

三力、免

いとし〻の聖の御代の政をもすぐれ。民の慈恵の深きことも古へにも。
[illegible]
思ふ[illegible]なくみ遊れ。衣冠より車に乗るまで。万[illegible]
用ひよ。[illegible]
の松山の詩を書を[illegible]
[illegible]

○世の人の心まことハ[illegible]
なまじハかりのものなるハ。[illegible]
[illegible]
○おろ〻〻心なき世人と。[illegible]
那[illegible]
[illegible]
[illegible]

あるんぐ人こそ亦はさやハ思ふかじ行ゝ拾ひあつめてさるかゝさぞとも申
ゆゝしゝハゞつきゝゝゞぐさ由先と思ひど。げふハをこゝゝがゝ川方も。変を
いとゝゝかゝざらん人ハ。大ゝとゝ乃ちゝゝ。一事いとん祇て拾ひ行ゝ。ぶまあ
やらの人のなゝハ遠ゝふ座てゝゝる。ふの方ぬぐきぞわびゝゝさや

○公世の二信めせゝゝとふ。良覚僧正と世ゝ（しぎハて服ゝゝき人ゝ乃。
坊の傍ふ大ゝ乃板書られハ人板の傍正を拾ひ乃。ゝ名きゝゝ人ゝ
とて。彼まをきゝれ乃。其根の方をれハ切ゝ乃の傍正といひ乃。ふ
脇ゝて。切ゝ乃ゝ乃ゝ拾ゝ乃れハ。堀池の
傍ゝを拾ひ乃。

○長山反の出沢ふ。大井川の水を用ゝ世ゝれんとて。大乃めも民ふ行ゝて。
水車をつくゝせらきゝ乃。ふの乃ゝ式拾て拾ふいとふゝ出て呼
ゝ乃ふ。大ゝとゝゝゝゝゝ乃れハ。ゝゝく家ゝけれもつ乃ふはゝゝ。
いとゝゝふゝゝ乃。拾ふ治の男人を言て。拾（さゝれ人やゝふ
ゆひて由ゝゝ治ゝ乃ふれハ。男ゝ乃ふ人ゝ免ゝ乃て。水を乙ゝゝふゝ
たゝ乃ゝ。一方ふを遠式ゝ乃ものハ傍んゝとふきゝもの。

○人の流ゝ出ゝる高地後の。新北ゝ乃ゝきゝ拾ふれ。もとゝ其乃ゝ
ん人ハいゝとゝと思ひてハゝゝゝ。ゝゝゝ。ゝゝ
ゝゝいとくゝゝゝ

○世ゝ流ゝゝゝ乃事。減ハあひゝゝきゝ。ふ皆ゝゝゝ。あゝふゝ
人ハ物といひゝふゝ。由ゝて三年月さゝゝひも座ゝて。ふれハいとき
ゝ流ゝゝて。ゝふゝも書ゝゝゝれて。やゝて言ゝぬ。乃ゝの物乃
上ゝふゝいとゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ。乃ゝの物乃
ゝゝいゝゝゝ。乃ゝ乃ゝ人ハふゝふ伝ゝゝゝ人の文乃ゝゝゝゝハ拾ゝ神の
伝ゝふゝゝ物ゝ。ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ。ゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝハ。ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
人のゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

て。いらざる穿鑿ぬべし。とふにもかくにも云ふ事多き世也。まして出家のみハ
しらぬ事の此まで尋ね問ふ事。万ことに及ぶべからず。下さ法の人の物語ハ
平かなる事の言葉。聖人ハあやしき事をかたらず。
○流行めづらしくする人ハいひひろめもてはやさんとする事うけられぬ事なり
人のまじハれバ詞もその時のはやりにまじりて。さる事ハよくしらぬふりしても人にたてま
つらへ。されバ一度ハうつし一度ハ低し。其如くさまざまなるなど
物にならひ習ひ。一度ハうつるを一度ハ低し。其如くさまざまなるを
ものおもひたる事ハ。いひの上に立て。碑のやうに
身をたて。己一やすらいそがしく。外の人ハ古き
やし
○今様のめづらしきを。めづらしき話をいひひろめもてはやす様。誠にうけられぬ。
世にこと古りたるまで知らぬ人ハ心にくし。又の人ハなどの時。
ここもとにいひつけたる事ぐさ。物の名など。心得たるどちかた
はしいひかハし。目見合せ笑ひなどして。心知らぬ人に心得ず思ハする事ハ
世なれずよからぬ人の必ずある事なり

○何事も入りたたぬさまにしたるぞよき。よき人ハ知りたる事とて。さのミ知り
がほにやハいふ。片田舎よりさし出たる人こそ。万の道に心得たるよしのさし
いらへハすれ。されバ世にはづかしき方もあれど。自らもいみじと思へる
気色かたくななり。よくわきまへたる道にハ。必ず口おもく。
問ハぬかぎりハいはぬこそいみじけれ
○人の心すなほならねバ偽りなきにしもあらず。されども自ら正直の
人などかなからん。おのれすなほならねど。人の賢を見てうらやむハ
尋常なり。至りて愚なる人ハ。たまたま賢なる人を見て。これを
にくむ。大きなる利を得んがために少しきの利をうけず。偽りかざりて名
を立てんとすとそしる。己が心にたがへるによりて。此あざけりをなすにて
しりぬ。此人ハ下愚の性うつるべからず。偽りて小利をもじすべからず
かりにも賢を学ぶべからず。狂人のまねとて大路をはしらバ即狂人也。
驥を学ぶハ驥の類ひ。舜を学ぶハ舜の徒也。
○ある人弓射る事を習ふに。もろ矢をたばさみて的にむかふ。師の曰
初心の人二つ矢持つ事なかれ。後の矢を頼みて始めの矢になほざりの

ざりのんかう。無益なれば好べからず。けだし一念よく定べしと思へとぶつもづうふ三の
矣師のおしへ。いろを[illegible]ふ[illegible]ん[illegible]ん[illegible]ん[illegible]ん[illegible]べし。[illegible]
[illegible]といへども。師[illegible]
[illegible]ん[illegible]ん[illegible]ん[illegible]
[illegible]ん[illegible]ん[illegible]ん[illegible]
[illegible]ん[illegible]ん[illegible]ん

物と爲せぬるなり。又物強き宝をふくまずしてもと。又はかなき
○言葉のあやなりとはけとうつせをおろかなる人ともいふべし。
いふ所。玉のきずのごとくにやむるをはずして。ゆすぐべきなり。
しかるをかまりの暇いくばくなくなるべし。人の身よやむるを
していとまなきは一ふかき病。中ニふかきは病。すこしきは病。人間の
たのしみとよろこぶ。飢ぜ寒うしぶ。風雨おそれぜして。きづくもを
をたのしみとす。病おそれぬ(忍ぶ)ばきれ(忍ぶ)
し。医薬をとるべうぜ。ゑをとくとて。求ばざるをもつ
しるすべしやうけざるをとりとす。はかのかを求めいるふむをおぢ
るをすべし。以れる後物ばかの人うたがうぜん
○かしこげなる人も人のうへをのぞきとりて。おのき(をぢきづる)。我をきう
ぜしておろかをきるいふをとりあるべうぜ。さればおのき(をぢ)をきるを物をきる
人をいふべし。かしこちえおくけきしるもきてを。物の思ふるるもきてを。物の
はきるる紀をもきてば。身の物をきうぜ。身の老ぬるをもきうぜ。
病のおろすをもきてば。おこのふたのいうさるをもきてを。身のうへ

此をきらはば。まーてかの物をきうぜ。但がうちはうでこうえん。身ハ
ふるくてしる。身の中きうぬにをかうはば。おべき方れなれば。きぬ
ふ似うをいをまー。かたち似ふたえ。ひをとうくせをきうふを
かうぜ。つくるをきうばやうくきりそうなる老ぬをきうばうんを用ふ身を
やすくせきう。刂おろうりときうばうをうんを絶を思ふこうされ。
きべて人ふを楽せーきばーて。衣ふまーどきうばうくちえまて
人をとるきふーて生つく。三智ふーて大戈ふまーじ。不惜の蔵をも
ちて信能の財ふてうり。雪のかーらふいーじきてさうるる人う
なるべ。いうんやあばうるをを中ずをぬるをとうき(ざうーざるを
ふまちん人ふ掘うハ人のあうふる紀ふかうば。むさぐるんふ
ふうまてうづうう身ふきづうーむうる
○心ふーとあるる物も。よ紀一言ハりいふ物。
しげるるば。がうふ人ふあひてはふハおきすやと問ひーふ。猶も物作ーずを
差ーうば。物ハ物の紀ハきり孫ハ。情ふきれんに孫物ーうふ
らんをいとをそう。子ふ人ふ言ふ身ハ心ひきがうれとに

こゝろ。さもなきぬ歟き事。恩愛のたるゝてハかゝる地の人よ
悪有るんや。善悪のゝゝ事のもゝ。ゝ物てゝ後親の志ハ兄ひ
るれ。世と捨てゝる人の方よするゝ。ゝ。ゝ。

○世の人のひとりあるべきことをすべてすべからず。必用なることを
ゆるす。多くは愛の深き人のせひ。自他のしるべあるべし。
深すくなし。是を深き時。たゞひめんよ愛のあるべきを云なり世にて
○年老たる人。一事ゆるされたるものなれども人のはなはだ
みるべきなり。老のくるしみにて。いかもいとうるさしと。さはあれど
きもをれるゆめをさまし。一生はかりてくらしてくるべく
人はとすきをおそれといひて有るべん。大方はたらくべき。そころよひ
ちくはさばうめをはなはだぬるやとすべをめづらなやまりを
有ぬべしさごろにもとゆまくたのもしてあるはれまてとふたの
あるじとを見ぬべし。まてたらぬる。たりとうべなるとなく
も。とゆぬべくをかぬ人めりいひ少をうをさもかくばと思ひるべく。
きてわらいとをびし
○貝をおいく人めあまくるをバおれてよ我をえをして人め神の
うげ。ひざのかまて見くべるまに。まくるをバ人おおれをもぬ。
よくおりくいよそまてとりるくとバくしてちゆゆだろう

おりくやうるおきどを多おりかい心基礎のをこをかたてえじくい。
むりひるるをまりてをでかたてをを。我はををよくくて。
こうるりひしまめををでおをでけば。をしるを石かるくはかるを。をのるる
るまもゆをてもをもむべくふを。岩でこてををたでしくを歯し。情献
ゆを調和好事ッ行して。おゆなゆるをなられをいり世代たもん
ををうくやゆくん。うちをつくしまぎかろくるくゆ犯まにしてをうる
るをは。歯ゆるるくゆをたをもくゆ時。をでめてはるるゆをしをむ。
ゆまあをり濃よをしてゆを祐立をくくるゆ。ををを。医昏
おいくるがごとくくゆ目のまくるくゆ人の愁をやる。をゆるゆどをしゆをを
くでくくせバ。其他ををくゆ流きんるるをををるる
○相模守時頼の母ハ松下禅尼と申せり。守をゆれやをるる
有るるゆ。をくけるるゆるりをゆくくしのやゆまをるりゆ。禅尼をづる
小刀をして切まハをしてをるゆ。せくくるの城を世義京。をゆの
ゆいめいをしてゆるるゆ。給ゆりて何ゆをゆの男ゆをくをををんゆ。をゆくくゆ
るるゆ人をるるゆ。をてゆををゆをゆをゆをゆ男尼がさいくるゆるを

ぬさり作らじとて。往一まつてをらまほしう侍。義家こゝろ侍張くんハ。
をるかすくやすくべしーのまづこゝろ工夫をとんちゝくやと。かさねて中
されりまし。ハ。ほしさをゝくゝ張くんと思くとも。ゆみだりハまづをゝく
て方へきゝ。物ハやぶれ。をゝるゝ弱だり侍。おりしてゝちもゝすぢ。
ゝをゝきくふ人ゝ弱らハせて。ゝつりんとゝやされり

○ゝつるものゝ弟子法師ゝゝ。学問して。世をゝをゝきとゝもせよとゝいゝ。ゝのまゝゝ法師ゝ
ゝをゝくんとゝふぶをゝゝ弱ゝゝ。ゝゝゝ。輿車もゝゝ身の。たゝ師ゝ
法せらまん時。ゝゝゝ。ゝゝゝ

五用有て。院れい参らせ給ふ。西山とは。其益増さるべきの儀
浮ゝゝなり。つゝゝ伺りて西山へ行歴きしごとくに紀ぬ。はや武
ぢ先いいて。日数さるはすみれを。西山のるはかゝりて。又旅思ひ
たてめと思ふ。一時の病急なり。是ぞ一生の病急なり。是ぞ一生の病急
歴し。一事を必なるべんと思ひて。他めるれ破ゝゆしいとむべゝゝ人の
物ゆも能歴かりよん。ゝるにくびしたハ一の大事なるべゝゝ
○今日さてるるべんるさんと思ひて行るぬ急先知年てきされてゝ海人た
るるすてきめらぬ人い事り拾るるこのるハそびひて必ひるぬ道
ぢるハるるぬるおゝ。ゝるるハゝるるくて安るべきるハいゝん
ぢゝ日ふるるるるまて思ひるるハ。一事のゆもるべゝ
一生の別も又恵るりかるるめ行るもるさひめると思ふ。ゝのる
ゝたるハめるるもたれをいよく。地ハ宝ゝとし不ゝとん思ぬ拾の藏さ
たるるび
○ゝるびのるハきのむべゝゝたるるるるゝ人ふゝ物たのむ思ハゝゝ
いるるるるいきるひ行るゝたのむべゝゝびこと紀ものまづわるふ紀

多しゝゝたのむべゝゝびこ紀のまれゝゝ多ひやすしゝゝ多行るゝたのむ
歴かゝゝびゝ拾るも叶ふあゝびゝ徒行るゝたのゝゝ歴田も不事ゝ紀天の
羅ともゝのむべゝゝゝ海とゝゝ紀るすゝ歴るるるゝゝるるるゝのゝ
ゝびゝるむきゝゝ拾るる人のるさゝゝるるゝゝるゝゝ歴ゝ紀
をもゝのむべゝゝゝ信あるるるゝゝ人をもきめまれざれハ先るる
叶ハゝるるびゝ非るるゝ紀ふゝゝゝるずゝれ太ひるゝればさゝゝれる歴遠
るまバふゝるゝゝゝゝゝ紀ひゝゝげくゝゝゝゝるゝゝゝ
きふゝゝてきびゝゝきゝゝきハ物ゝきゝひ行るゝゝひてゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
るゝゝ紀ハ一もゝ拾ゝゝ人ゝゝ天紀の壹ゝ行るゝ人の性るゝ
ゝゝるゝんゝゝんゝゝハゝゝてきゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ものゝなるるわゝゝハび
○ゝ行るるるハゝゝゝるる人心のまゝふ人ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
人ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

あるいは我が心を祈りくのうしきまくをいとものいふき
ものやうんんふめりけるまゝにぶむ手の間さそこばくのことハ入れるさまに
○ここ一ふ（ふ遠）昨よりたハうるハ楽のさあ心楽といふこのを楽す
すゝとをあるるやむ時ふ一楽欲する恋一ふ名心二種ありあ跡とを愛
るのいまき心二ふ（ふ）欲三ふ（ふ）ぢまひ心万の執ふこまをたを煩悩
相うおこりてをぶくのるづらひるかとんみたらず

兼好法師、老仏者流而所作徒世示早廼不正之旨世世人住
宗尚之處之淪亜之次長何其謬哉其間絶有足以為庸
俗之訓戒者今摘出為一冊一覧者思之負享乙丑之夏作藤直方書

仁老物記

新古今集ニ

ちゝはゝこふおもきうゝ（北小）仁老ものをるつまるゝ世はまふるを多を
仁ふをををふるふ女をるをいをつをおをををるるをまをてをのす
きたをめんを中ゝいふ（さをををををるるをををるべをを女の仁
に我つまをゝぬつまをかをぬ我をを掛ふて負女二夫仁歌をを故ふを

ゝを仁新むゝ一ふ（ふ）ふ（ふ）一ふ（ふ）那玉景といひ一女十二第ふて男ゝを
ふるれハ父母ふるれをて又ゝを男ゝ一ふををんをといひれハいを貞女の
道をゝ一ふんをて新古今歌ふを第ふを尋ふをがをを言ふゝ有ふゝ
其ふ部ふをゝ一ふ（ふ）ふ（ふ）ふ（ふ）

いつる山べしおんすてはおもしさしさしひきちよきのいきとはかのあ
まりくる雪のおんあいやくおやとれをけるとなてこと男よつをは
ずいとさへうてしとりかをとんつをんれるそそくてかしひあよ
きのいあとはいとり撫を貝女のんさしおハ無もうんしけりさ行て
人成とちてちよきさろへんんや

○坂川と院の寺さしみ金中網言後悪
人しおやひ寺殿の浦風て涙の移ろいを生行き乳
とひやり拾つる迄ろ女一宮紀伊
寺ときくなしれたまのあるとは波ふうや神のれもを移きれ
女のたよんさしるんに親なとやろうまかあひて孫とおかハとふふ
つをてひひ移ひ行るん若一親なく妻仕しけるん人なとを笠
多をとろさんといひとるの行ろも大ろとるんしとふとろ
くくしくるひき作りきしきさてを

○新参つとりも女房よ忍をを秋男かいくあなといひ作をれを
老高をちいてめをもあ風をあをみとりるの京の気きふ

とふこて作りスハ移とりは女房よ或男をかふとりはハあや
ゆりるあ長に後男乃をとふ老ゆをちはなくはうちとけ拾しと
いひ作りられハ

さてこに岩の水はるものを汲とけ程名て移ふかれ
かく清く移ふ行れとるん尚付のかるを老寿こちいて
ふひきやすく名をふるすもかそり尺千宮月の水ちやうち
をを水の咽ふとのやしふ移しかり作をきを十二人のかのん
さしやさしく社作れ女はかく清をもつ屋きを十二を移

○用信の内侍一条の院をて老のれ木れかふと老のひやふ
いふきてて大納云右家宮式枕中とて腕を宮の下より
宮中をを入りれは

玉の枕乃宮をかりるる家れかれふくなんあり移ふれ
やをよりれは近しふ
数り方て去の枕ひきを程を入りく後ををき

むかしの人はかうものたてをれども家はよこあるいは
こたへはなうふやうにかかるうちあるうちをみさをて
くしくうきなかーミ作る所泉水やさしくつくりまかーさ
ヨさうエ殿を当時の人かうハ家をは後まていふいふひく
れふーてあれくしく新たに作んさやーふはかあきまの花ろ
ちきりかとものかきまあーしはかあきまの花ろ
種とふりをつるふーて殿を
○ヨりきし女の親をかかーしくもかあきあわうすかとの
まん人ひらくえ立をとしさたくふ持へき幸あり親かをつるハ
ニ親のはうしていふ元くさ世ふ仕をくふ代おさあ
作へきをひとりつをうあり家ニさまふ女子ハさるおと
のさとまりたるもかく作へハこれかれ人くけさーし女かよハ
しかとしておのりうう女の心もうがくしくかをうあきうき
名かをいいそられて相代ニ世へとうあのやうふよるかさもか

くれたてよ屋きヨりさしりり源氏物語ニ作りーの人ハの姫ひ
ちりかーつきけうくれ我ハきそあうんなとふおかあり幸ひき
いそ〻父の大臣ふりーしむーのふりをもてらさけてむか
しくひとひるき世ふさそ世をヨきあんはハふなな
けそも矢を作りなをつをふ姫みりさあ元作りーまそと
しと光原式ふひりてふ北中宮ふうみまりそうれ
みーそ者とふきいそ作りしーふ紫式部の書をうしかく
つるも世の人のつうひのいふーめとえ元りるあ年中奥の姫
いとれいをふうーつをてみとふあそまりんかとおかりふ
新ふくありてをこがくおうふれつ人の出ふをうあさあて信る
をふりまかりて年並感
おちこちの人ものまれ形式宮ふ家在せんとハおかひさや君
と後をとありふるまあーもあれをは世ハたしうさる人
ふて浄瑠大徳と天のちとうあるとあて新めあり世をも
ふかくぬるれるれハかのを仕力ふ元をもをを作ーと

この女ハ殺ら法師ハ公卿よりてなかき世のはちに流せる人〳〵
作りいとけちき所くたつらし〳〵かきとさてハ作きて武蔵
ハ山寺ハこもりて作るときに有名なる女の志ハ〳〵つるとし
〳〵れハ空ハ法師
おなじ〳〵や本男ハかけちめを捨ることたひハおちぬ〳〵きる
ゆゝしきをちらまして人ハ山ひさえうきまの代ハも書つゝら
きんなりはおしきとき八後の世ハ人〳〵ハとて誓
女房ハとハ法師ハ人とつき作りきり尚てあれなる〳〵
○かゝと聖の少位の旅宿を者男ハ見ときとしろつ世ハ知て
ちらひゝれとすきてハるる好ハいひやりゝ
ワけらるゝ身を思ハ人ちらひて一人の命のおしとも知る風
女の男ハ忘らるゝハ〳〵くかゝ〳〵きことはて作る〳〵きはは
うらゝ〳〵て猫を人の命はおしむ〳〵ぬるきゝ世
なる風〳〵まゝ作るゝハ
いつまりと思いるかゝ北ゝとハ世ゝるまん

世ハこゝる男ハとの物ゝくも作ハ世ゝきハ〳〵ハ拾ても風〳〵ぬ知ハ
いとのゝ志ゝる女ハとの心まてよゝるゝ〳〵ちんハかゝくやゝ
ゝハハくかゝて男ハまかさゝ〳〵ゝ世ハ
世〳〵ゝ定めハ作りしやゝかき祈ちけんハとゝいて
ハ知りてうき花の種ハ〳〵
○祈ちゝらめ〳〵きことハ玉ハ大后もをハれ拾ハいゝんやを
志ゝ〳〵おゝて思や志ゝ〳〵ハ力く心ハかるハぬハうき世ゝ
ゝらひをと思ハ〳〵て作ゝ〳〵をもさのゝ志ゝ祈ゝらゝむき〳〵き
ゝ心ハ〳〵ハとハ武蔵ハ武蔵きと思ハ人ゝ男ハ拾て作ゝ
ハ人のまき〳〵ハいひきゝ世ハ〳〵ハ作ゝ中ハもいつ
ゝ方てさもハきゝのハ方ハ作ゝ〳〵ハ我ゝゝゝハ祈ゝきゝのもさゝ
ゝ〳〵ハ作ゝ〳〵ハとゝゝハ作ゝ〳〵ハ思ハ〳〵祈ゝをゝて
んゝもゝ〳〵ハ人ゝもゝゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵

花のもとハうりおろす風流
人のさりといふものハこゝろ
き八若くていとまゝ行る所とゝ
歟一いまゝ小月日式言
○菩家五ツ石ハ
うゝ一や歟ゝ
いとうゝ一くおー
ゝ
あゝ一ゝ
ゝ
ゝ

[illegible]ありて[illegible]男をとゝめ[illegible]
[illegible]

○夜[illegible]をゆかせてきりの男[illegible]
[illegible]日を[illegible]すゝ[illegible]
男[illegible]
きんぢを[illegible]

つねゝも露けりなる今宵[illegible]
おとこ[illegible]
多[illegible]
[illegible]

○下[illegible]
おきわるた[illegible]
女のもとに[illegible]
[illegible]
おこせて[illegible]

[illegible]
[illegible]
女をあひて[illegible]
きて[illegible]
[illegible]
[illegible]

もとの女と信をうしなうてしまうて男のやさんにたりやく一さんかと
ありけるとしんけいはいりこんはいりこんはいりこん

[illegible]

○をゝ[illegible]や[illegible]ふんたいめしゝ[illegible]けうとゝ世かうてむかし
のやうゝもかゝれおとうゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝとする人を[illegible]
家まつ[illegible]
[illegible]
[illegible]

てなかにもむらしの声ミだかくてさうやまひをつくさるすもの川
ちかやうにつゝまかりきるものの中にもいかなる中ハ一しほあはれ
おとろくのわざハむかしくにつたへきゝつたへ世にいとまれ
なるものなれ老国穴ものとらいかゝ姫世子
て給りたく寺うこの百ゑんもかつ〳〵ハ焼しかゝ
ゑ繁のまくしさ寺〳〵のたゝりとなりて社の石塔とも
むらこのまとうれしくまおんことをはとつらきなくまき
かくいふひとのさうさこれハ世の人ハむうとまる所く去北の
ゆめくさもいうそ〻叶ぬるんかの糸買ひ〻書のたるかゝし
半あ一ハ北ハ思ひ出きこと〻りむ〻一ハ亜光といひる女
もろこ一のあやうきとく寺んといひ一人の書ありしまよき
人の旅ありきと女のたを紙をとる女〻男のつやうを寺
ん霸漢といふよ世のうきめ一ふとをもひたまとも
もおもとこ一ハ弟刈ハ人ハ〻ハ〻ハ〻ハ〻ハ〻ハ〻ハ〻ハ〻

ハ〻ハ〻ハ〻ハ〻ハ〻ハ〻ハ〻ハ〻

[illegible]

○典侍亜子のよめる

[illegible]

[illegible]

[illegible]

たて京紙とこ花見えて葉へ作りめとも上あ其男の作をふのりてなん
多勿の振合とも作りくふ人世作りの人くふ千ふうとまりきぬし
くいてさ作り日きかりと見ひるーてひとくふんを改て手ふ作る新
多くまりやうふ作より作ハ三上ふ成いうあり共うとうしとあ
くふくあふいひるーーー

作りもの樣色々本宮の半仲丸さまとつくりかんさの八方を拾ひ
寄物法いろ〳〵作りたるやう新作ものゆきすなれて去年場う
拾五年七月の物語をいとかなしく〳〵ハ白拍子の名をとゝるものゆゑ
かくかなしく〳〵いみ〳〵き事たゝ世間ふつゝ〳〵のまゝ作るうしをき式
の凡生れ判官うあるとう毎の子をうらう張なりすして拾方行う
三郎五郎の〳〵て時の世の人〳〵ふきを行ひきうれやすけんをうそさを
作りあるこいとう武士の書とあり毎と敬ふむものハ人ふとゝ方
つまい祈ふ〳〵きとさてふ〳〵拾方作き ○伊豆北ゆきう三のみうとまた
作いろいろとき三かとやうく出作をおりわさを拾ふとするふう〳〵
き願の〳〵ふ物きつ者

日かゆれを行いゆ和まれ戸義経方さうんとの行かうふ〳〵き
三うとゆ強〳〵て主がとさてうを盃ふをせうよ
オひとり行ゆをうれたるて四きゆうて行うあきう事
作物百姓代又さうんとの方義うとゆ三ふかとおりわ拾ハ作詞も

とゝふ内書をまかて作りあ〳〵ハ三なゆ百義を方まゝきとおりとうう名
強をおゝ三て法うあり帝北ゆ方をいせ作るくさう作ゆをかるて
のうとうふ方つうて作いて久まゝき拾とあ拾ゆ〳〵された作物
のわれりうい二方ふたうの〳〵しとゆ和うみされの拾あうまれて世さ
〳〵きこ作りやあ〳〵て世さうけうの拾をこゝもんあるふしいく
て拾んさゝ〳〵行まれ〳〵作き〳〵ゆ方あ〳〵ゆ方ハ和拾ゆ
者法ふまゝうれ拾書作拾ゆ屋拾ふも入らき作りゆ

○泉式部のおとこのかれ〳〵ものうりうゆ
糸ゆうう業のとゝ拾ゆ

我ゆ〳〵ハ法の業ゆ方身うりかくゆ〳〵いつうむうと拾ん拾
とあうゆゆ業ハゆゆ一つの内ようゆのいうあうて行うて世〳〵う
奥山ふきうて為う影の影のむうるうあうものなゆ〳〵拾
の正利生ゆゆ男もつまゝ〳〵をあり作うとあん

○法の物語拾ゆ拾ゆ拾ゆ拾ゆ文字さあ〳〵作れ
おさ〳〵きさうものすくなう〳〵きゆ拾ゆ業あれ業業の原氏物語ハ

世の人はいかにもかの人のことを孝行者と定めらるまじき拙双我をおとるまじき不行りむ
なるものといふ和めをもかの孝行者のことを云いてこそ人のはたらきさま
中の親を孝行なる人こそ拙きまの孝行者なれ孝行者なるとは孝行者
行りなとすることを孝行者とは孝行者なるとは孝行者なるとは孝行者
なる道一天の道なりと孝行者なるとは孝行者なるとは孝行者なる
本とは海道なる孝行者なるとは孝行者なるとは孝行者なる
親なる人をもつ人のいさぎよしもうけて身のつきぬまいはつてこうて
ゆくきるがなとすまし孝行者なる孝行者なる孝行者なる
て我こそかい名はたかはせかはけて毎とかはけて孝の孝行者なる
親なるとはつるかはけて孝行者なる孝行者なる孝行者なる
孝行者なる人の親なるとはつるかはけて孝行者なる孝行者なる
人をやすらふ孝行者と思ふものは男をいやしさるもよく女のたを
たておとこをこうつかいさるなるたるとはつるとはつるとはつる
たく身の名をはたくしてたまきくりかへしてたまきたる

なるとはつるとはつるとはつるとはつるとはつるとはつる
たるとつかへしの名を世とはつるとはつるとはつる
親のたをしまたはつるとはつるとはつるとはつる
人のよくくたてはつるとはつるとはつるとはつる
はつるとはつるとはつるとはつるとはつるとはつる
帝とはつるとはつるとはつるとはつるとはつる

人の親のたをはつるとはつるとはつる
いとはつるとはつるとはつるとはつる
かをしのはつるとはつるとはつるとはつる
はつるとはつるとはつるとはつるとはつる
よくくはつるとはつるとはつるとはつる
おとこはつるとはつるとはつるとはつる
をはつるとはつるとはつるとはつるとはつる
まはつるとはつるとはつるとはつる

さしくやすきやうにかのやうにかき物をしたのんのうちもかるり
男と加ちんつまかたをあのおとをかしをも紙つとえんつさまきき物社
こをとと攻もせんとうつはねまきる私抵ハ行るまり紀之せめ汚
をうをきたのくらゝとしてあひをあとうをうをゝ也の紙ハ紙をふ家
行きと恪ハ行とけてかとまゝいらきかる紙ハかめえんつあかきうと
まゝとうさぱゝいとかるこをのるハ紙ハ紙ゝきあゝいふこと紙紙つ
考うて元るまりきゝ諫上男のさくめうちほと紙ゝきたのは
行ゝしかのうり年の紙ハのこうやすのかをうとこゝ光めゝ紙
をゝめうかまて紙せゝ人をかハをはうま聖の紙をうもかくなり由
くうゝひうつけても行なうるまゝきは男のんのうちかへゝ恋ゝ
紙愛をかこりて先服の子年城河ゝくきて紙とふうとまきゝ
光めゝも多く行るうりまゝ子をはあ行つゝ行るゝ元た
きうていとをゝこうかの諫姫ゝうるのつまのちるき
まゝ母の名をゝゝ思やゝれたゝ紙ゝきこを抵
○或女いとけなきまゝ子行りるうゝ子なかのいとふゝくゝて

をのゝく切りるかたをふふるゝ攻求まて有ををゝ女つきゝ子まハ
ゝゝせさりはまは学の切りるまゝ子の浅ゝ
学ゝ子をさはゝるをはゝしゝ小るゝやゝゝき母や立ゝき
と浅行りゝゝ子陸術の切母ゝ立ゝ抵りかくいとうきあ
ゝ者行るふをゝ思ゝ一有の宮主のふゝ立ゝうの麻ゝおゝて死
行る者ゝ子ゝ行ゝ者をゝ子諫姫ゝ者をたゝ
ゝるふ元年二人ゝまがゝゝゝゝ上者ゝて元ハ有ゝ
求ハいるゝや元ハ殺さん有ゝ抵ゝ抵ゝ行ゝ抵ゝ
ハきハいつゝゝゝゝかれわせむ有ふゝ抵ゝ行りつきゝゝ子立行ゝ抵ハ
をゝろさんやゝゝゝゝて思ひゝ子ゝ行ゝ子ゝ者ゝ立ゝ元行ゝゝ
ゝ伝ハ思ハ主ゝの元年の者の母ゝ子ハ母ゝ者ゝ行ゝ抵
紙知ゝ入れハ子ゝ元人を救せゝ子ゝ元ゝ抵ゝ子ゝ元ゝ人と
思ハ行ゝ抵ゝ行ゝ元ゝ行ゝ元ゝ行ゝ抵ゝ行ゝ抵ゝ行ゝ抵ゝ
のゝをゝろさむゝ思ゝ問ゝきハ母ふゝ行ゝ抵ゝ行ゝ抵ゝ
ゝ行ゝんゝ者ゝ者ゝ元ゝ子ハ人のゝをゝ

上の章の子を産さうさんと思へるを問へれば母答へて
いとやすいのおさるき八親しらるる事
なるまうしひそいまるめとさまし
やしるへとやすつまは方法をおきて
うさきを産をおろすしらんをたらく兄弟さうしていそ
ちきをいとしこしの産ををいておはやうの体を拵こと送云まそ
むき作るは死なたる人をとりさむくこ其き人の物事をさく作
ていいて毎年をそりたるん方こうめる子をいしまれたまと
ちるを思て作るしやをといひいまた皆人をとりきは宣王をを
年中上に生八王をの産の感しかひ兄弟の者ほのを子けのひ
を母を産母と名つけるとりかや

○まて子まて母上あるこをめをを見くしき中のたとへををもむし
うう上作るこをる兵女の身の上をを性をこ成為るるもの
為るしとうををたくおなるるもの思へをを種りむるより
知るある女のさるるうを産なを産をむきしめををまれるやし

晉の文公の妃翟姞と申せし人翟姞とは翟の姓にて三たりの
子をこうこを作りと翟姞喜りをもの事あるといふものの方に成
翟姞喜りてあかりつ我三たりの子を作りて行きくたらを
ちりれいまこの者をのあるこを成るをれかりく思ひて翟姞の
腹の中よりたまこの子屈叔といふものとすべて晉の成公を中
の方て公族大夫をおさんを成をもかをこりれはををう一つの
なる成をあてつのを公族をを屈
て人の産めを作るをりれは又我為をを
なりの方をを

一つ色を人をはいをを雑役をる神の人をの方波
をを法作をし姫をこを次の中ルの方人をこるををこを作れ
かの産夫人の産ををめをしてまりををををおきをかるを
さりををを三つを赤乳を産めをを
作るを姫のやく産をめををををを作をを法をを
オ産ををめををりを作をを世の中のむを人成を中を中を紙

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]ひとさし汁をせさせて[illegible]ふ[illegible]言をは女牛の牛の子はかはいはそうして
[illegible]ものとなりてはやくなきものは[illegible]ふ[illegible]
学問あらまし[illegible]ばかりとおもうをき[illegible]母のかをいと[illegible]
やうなるをきゆるしたるとあとよく[illegible]
[illegible]ふかく[illegible]又を母のかをくふるの多うる所[illegible]むかし[illegible]
いひける大賢の母のをかをうのかしこきは[illegible]
是し[illegible]
[illegible]つくし[illegible]ばうの母をぬけて[illegible]
[illegible]て家の[illegible]
人のまねをせ[illegible]
[illegible]て学[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

世と絶昌のた祈となり[illegible]

古昔聖賢之治天下也男女各有其教矣後世教廃俗頽
唯知有男教而不知有教女之道是以世之婦女不識慎己従
人之義不順不信淫奔醜行無所不至嗚呼可哀哉
偶読俗間所行女訓范物語而見間有可為婦女訓戒
者採掇以為一冊為人父母者宜致思之自幼至乙丑之秋
佐藤直方書

小学十嘉言揚文公家訓曰童稚之学不止記誦養其良知
良能當以先人之言為主日記故事不拘今古必先以孝弟
忠信礼義廉恥等事如黄香扇枕陸績懷橘救敖隠徳子
路負米之類只如俗説使暁此道理久久成熟徳性自
然矣

伊東祐清

[illegible]

天のせいらんもゆるとてきらるまゝきよ[illegible]さすりうの九郎[illegible]
ヤ[illegible]は市 作いくさちまち平家へまいりたのもがしきとゝ
まいりせいきうの矢ぢからまつこしとさいさんヤ山きとも申かい
ゆくとゝのうときとゝ申ゝを軍勢うをてハいそう切いきを
行らまいきは力ちおもをたる京ゆよりりゝ小条
道の合戦の時加賀ゆ志の弟子にて祐清
名ゆ様式ふとゝむとさきをひいの時ゆ[illegible]うの矢の[illegible]
志かゝとてゆゝまねものをゆりりゝ

俗間所行曾我物語固不足着之書也然伊藤九郎祐清不肯
仕于頼朝而其所言天非尋常兵士之所及矣一日読之
感歎標出以示之 児童二
弥平兵衛宗清

平家物語五月雨の天狗云軍勢の[illegible]関東下向云軍勢
発ハ清をゝ[illegible]なつて中ゝ式ハ合くおろゝ上ゝ[illegible]
尾張ゆのゝ[illegible]せうゝ[illegible]ゝ[illegible]ハ清大将[illegible]

ゑんとなりゝ[illegible]
[illegible]月[illegible]の源氏等ゝ[illegible]
より使者ゝ[illegible]
ゝ[illegible]
と云侍ゝ[illegible]
[illegible]
たゝ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

偶流年家物語年譜弁年兵衛宗清云歎曰無道之世
而尚有如此之人性善之不可誣也明矣学者宜深思之

安東入道聖秀

太平記ニ安東蓋入道聖秀ハ三千騎ヲ率シテ福島川ヲ渡シ合戦ス
ルニ百騎ノ勢ヲ討ナシ[illegible]ヲ[illegible]ル[illegible]ヲ[illegible]ル[illegible]ヲ[illegible]ル

世さまも上御ゝ[illegible]不思ハ[illegible]ゝきは人の人すくなくて一[illegible]加[illegible]ゝ[illegible]
の校ゝり書ハ少正卯ゝり況やけりゝ書ゝり国ゝ微ゝ[illegible]何とよりゝく
仁義と知人ゝゝ[illegible]なきとも[illegible]
事をは学ぶ[illegible]
[illegible]
[illegible]

けいこさるるや南北正平四年正月六日河内国金剛寺の合戦にて
討死しぬけだし生年六十六なり　むかしきうしの人にて正行ゆうこと墓碑伝記
にもこれあり　しかるに和漢人物考に新井白石のちかごろなれば
むかしくさぬ事なり　人名辞典　だいもんかい　ちがて
正平年間の合戦に師生年六十六くらい　考て正行は故　先祖の皇統武
尊神いしハ内侍を妻とすと　師生齢五十五まりてかく色ふまれていきて
しも同じ事なるべし　師生齢五十五まりてかく色ふまれていきて
かくの如き事をかく　なの世まれての所さうをあせるいとあさましうら
ちの武士の執事に任ずへて西嶺の陸をかつ者　そう氏おのおのは
きいたんかくかく　はるかに正行師生三人の切腹なりしを正行師生
のちうい　こう馬の命ずる武士　を　をうこまて　はこ　志こいまして　めこて
すこ　思ふ　しのたまへり　さうら
大正行の学問は　先生ちうき　記　先祖　授
を　授て正行　考感　かう　授　生　に　記され
ゆきは　其　家　は　親　等　理　明　基　ふ　て　朱子通鑑綱目の　を

ゆくかり　抑　後醍醐天皇　吉野　に
世の人　南朝　号
正位　北朝　皇　正統の　帝位　は　後村上天皇　半　後　北畠　五　後
正元　勅　破の　城を　責　られ　正儀　十津川の　を　流　正元
京　て　敗　れ　南朝　に　に　北朝の　後小松　和
睦　帝位　譲り　は　後　小松院　り　後を　小朝　正統の　天
皇　一　行　世　行　主　代　編　年　の　北朝　を　て　南朝　正統
の　ふ　ら　武　南朝　小松の　南朝　朱子通鑑綱目の　を
ふ　り　王　秋　義　の　罪　を　犯　り　小島　親房　北　正統　紀　南朝の　正統
生　を　編　り　い　生　ふ　ふ　南　房の　哀　微　憤　憤　り　を　利　家　ふ　ふ　む
の　微　を　り　生　の　ふ　ふ　推　之　ふ　世の　正統　た　せ　る　る　ふ　り　ま　は　を　八
ふ　一　月　恕　恕　の　私　編　と　ふ　べ　親　房　を　記　る　く　ふ　ふ　を　を　ま　一　が　も
経　程　の　ま　ま　う　と　き　人　る　ま　八　天　不　公　世　の　英　程　ふ　生　て　ま　ま　ま　し
学　の　の　一　ふ　ま　る　る　る　ま　一　き　ふ　市　ま　ま　記　程　ま　ま　ま　ま　ま
幸　ま　先　生　の　明　治　求　む　先　生　ま　か　り　ま　ま　を　程　ま　一　正　行　ま　年　武

考〻世〻ヲ以て去世の正流伝四世ヲ三日以内若云伝年一日以内若
昔付云双の忘録云わく世〻伝〻ヲ以ての伝ヲ号少家伝記一て
学記の校ヲ所の者伝ヲ人〻学記伝後て正流伝家ヲ流工威伝〻仕千星
のをときとりあえ示同色ヲ為ヲ人〻一世ヲ元禄壬午の年祐誠法眼
伝受野家ヲ授ク

右佐藤先生所嘗筆記也今集次之為一冊二冠小学嘉言
所載楊文公之言於書首以資幼学先入之益云享保丙
申仲冬日野田徳勝謹書

韞蔵録巻之七

京九丹